

白山宮所屬千手院の住僧が撰じたもの。奥書に、『右此抄者、加賀州河北郡井家庄領家方福久村兼連之氏寺千手院に住し、獨り北窓に向て日を送り、徒に雨日に眠て時を移す折節、白山の靈瑞を仰ぎ云々、永正五年戊辰七月廿三日權大僧都勝慶』とある。元亨釋書に出羽の神部淨定が貢米を北海に漕運した時、臥行者が鉢を飛ばして泰澄の爲に供米を求めたのを、加賀の戸室山に於ける事實であると歪曲し、その神靈を飛鶴權現と稱して千手院に祭つてある等の事を記する。

シラヤマゼンジヨウミチ 白山禪定道 白山下の尾添より御前岳までをいひ、もと加賀方面では之を表道とした。牛首(今白峰)よりするものは越前方面からの登山路であつた。

シラヤマソウギ 白山爭議 (一)天文の争—白山嶺上に在る奥宮修營の權利に關して、山麓邑民の間に争鬪を惹起したことの、天文十二年を以て初とするは、之を本願寺證如の天文日記に見るべく、牛首・風嵐二村の農民が修營の爲に柚取を行はんとするや、尾添の民は之を妨害し、而して前者は越前平泉寺及び石川郡福岡の土家結城七郎四郎宗俊の使喚を受け、後者は白山長吏澄辰の保護を得て互に軋轢した。是に於いて澄辰は證如に請ひ、若し牛首・風嵐の民にして神殿を造營せば、之を破却するを得るとの指令を發せしめ、次いで亦朝廷に訴へて、天文十三年六月五日尾添の民に柚取せしむべき諭旨を得た。之と同時に澄辰と結城宗俊とは、各之を將軍足利義晴に出訴し、互に證據を提供して曲直を争うたが、十四年六月廿四日幕府も亦書を下して澄辰を理ありとした。宗俊乃ち先非を悔ひ、

彼が牛首・風嵐の村民に懇願せられたるを以て事を幕府に出訴したと稱し、九月廿日附を以て尾添村民及び吉岡七郎左衛門に宛て陳謝の状を興へた。吉岡は尾添の土豪であらう。

(二)明曆の爭議—天文の争は朝廷の決裁によつて尾添の勝利に歸したが、後明曆元年に至つて再び之を惹起した。當時嶺上の祠殿大に毀壞して居たので、尾添の邑民は之を修營せんとして柚取を行つた。是に於いて福井藩の預領牛首・風嵐の村民は、郷長加藤藤兵衛を首魁として之を妨げ、白山は越前の山で、二邑の民は皆その社家であるから、禪頂及び温泉の事は彼等の管する所であるとし、尾添の民の擅に之に關することを得ずと主張した。尾添の民大に怒り、牛首・風嵐に亂入せんとしたが、藩吏はその妄動を制し、直に歸つて老臣に告げ、老臣は在江戸の前田利常に報じた。利常は當時綱紀の政を攝してゐたので、齡高く世故に長けたから、福井藩と争ふの不利を思ひ、努めて之を避けんと欲したが、年壯氣銳の福井侯松平光通は激昂し、七月三日波々伯部成長を小松に遣はし、加賀藩が祠殿所在の領主に謀らずして擅に興造に従事せんとしたことを詰り、幕府の寺社奉行の指揮を得た後に於いてせんことを求めた。加賀藩乃ち老侯の意を受け、同月二十日書を致して他日若し修營に着手することあらば之を協議するであらうと告げ、又老臣今枝近義を閣老酒井忠勝に派し、方今將軍の幼冲なるを以て、敢へて福井藩と争うて幕府の事務を多端ならしむるを欲せぬが、その成長するに至らば必ず正當の裁斷を得んことを保留した。然るにこの爭議の未だ解決を告げざる間に、萬治元

年利常は薨じたが、加賀藩領の民は益熱心にその素志を達せんと欲し、寛文六年三月白山本宮の長吏澄意は私かに上洛し、古例に倣うて嶺上神祠造營の諭旨を得、次いで再び尾添が柚取に着手せんとして、風嵐側の妨害を受けた。是に於いて藩主綱紀の外舅保科正之は、百姓がこの問題に没頭して、隣藩との和平を害することを憂へ、幕府の勘定奉行岡田豊前守善政と共に奔走して、遂に同年十二月加賀藩領尾添・荒谷二村百七十一石九斗八升を幕府直轄として上地せんことを請はしめたから、幕府は寛文八年その請を容れ、福井領十六ヶ村と共に之を收め、而して加賀藩には近江國高島郡海津の一部中村町百七十一石九斗八升の地を興へた。福井藩に對して報いる所のなかつたのは、十六ヶ村が眞に福井領でなく、幕府からの預領であつたからである。之より十八ヶ村は白山山麓十八ヶ村と稱し、美濃國笠松の代官杉田九郎兵衛の管轄する所となつた。而も尾添・荒谷の村民は、石川郡に於ける出作地を失うたから、人口を別つて加賀藩領内に移らしめんことを請ひ、藩は之を鳳至郡山是清・鏡川等に置くことにした。蓋し舊地に近からしめる時は、その間に難問題を惹起するを憂へた爲であらう。

(三)天和の爭議—延寶九年(天和元)嶺上三社中、御前・大汝の神祠破壊し、山麓の村民皆その修營を美濃笠松の代官杉田九郎兵衛に請うたので、四月代官はその工事入札を美濃筋及び尾添側・牛首風嵐側の百姓に命じた。この入札は美濃側に落ちたが、牛首風嵐側は更に下請して建築に従事し、六月十三日から十八日迄遷宮の典を擧げ、高野山隨心院の使僧

二人及び加賀の僧十二人は、尾添の民と共に大汝に、比叡山喜見院の使僧二人及び越前の僧十二人は御前に奉仕した。然るに七月二十日大風によつて再破壊したので、九月代官手代の出張を乞ひ、尾添・牛首風嵐の村吏等假に修繕したが、爾後代官の交迭等によつて本建築を行ふことを得なかつた。

(四)元祿の爭議—次に元祿十年九月尾添側は御前及び大汝の神祠を修營せんことを請うたので、牛首・風嵐も黙視するを得ずとし、同一の出願を爲した。是に於いて爭議復活し、翌十一年三月尾添側は牛首・風嵐側を被告とし、從來尾添村民は加賀方面の登山者に對して任意の初穂錢を得たが、近時牛首・風嵐側が嶺上に人を派して、別に一人二百文を強請するのみならず、錢なき者の衣服を掠奪する如き暴行を爲すを以て、漸く登山者の數を減じて尾添村民の生活を脅威するのみならず、昨年尾添側が神祠造營を請ひたる後、牛首・風嵐側も同一の出願を爲したるは、實に押妨の甚だしきものなることを幕府の寺社奉行に出訴したるに、寺社奉行は七月九日を以て口頭辯論の日と定めた。この問題は爾後如何に進展したかを詳かにせぬが、元祿十二年八月廿七日阿部豊後守邸に於いて、延寶九年の近例に隨ひ、二社を天台方、一社を眞言方で奉仕すべき裁許を興へた。二社とは御前と別山で、天台宗方たる延曆寺・越前平泉寺及び牛首・風嵐村民の奉仕する所とし、一社とは大汝で、眞言方たる金剛峰寺及び尾添村民の奉仕する所としたのである。蓋し白山嶺上神祠の奉仕に關する爭議は、牛首・風嵐側と尾添側との反目たると同時に、越前馬場平泉寺と加